

西福 第432号
令和6年7月18日

自治会・町内会長 各位
管理組合理事長 各位

西区福祉保健課長

「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」による
民生委員・児童委員の訪問について（お知らせ）

盛夏の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より西区民生委員・児童委員活動に御理解、御協力を賜りまして御礼申し上げます。

さて、横浜市ではひとり暮らし高齢者等が安心して生活できる地域づくりを目指して、「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」を平成24年度より実施しています。

この度、民生委員・児童委員が、担当地域にお住まいの75歳以上の方のみのご家庭に訪問等を行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。

1 訪問対象者

令和6年5月上旬時点の住民票上の情報で

(1) 75歳以上でひとり暮らしの方

(2) 75歳以上の方のみでお住まいのご家庭（75歳以上の夫婦、親子、兄弟姉妹など）

※なお、次のいずれかに該当する方は今回の訪問は控えさせていただきます。

- ・昨年度以前に対象となった方
- ・民生委員・児童委員と既に顔見知りの方
- ・地域ケアプラザや区役所と関わりのある方
- ・介護保険の認定を受けケアマネジャーと契約している方

2 訪問する人

地域を担当する民生委員・児童委員

3 訪問時期

8月から10月まで（予定）

4 その他

担当する地域の民生委員が欠員の場合は、近隣地域の民生委員が訪問する場合があります。

また、状況を確認することができなかった方については、後日区役所からのお手紙や、地域ケアプラザや西区役所職員の訪問により確認させていただく場合があります。

担当：西区福祉保健課 橋本、堀下
電話：320-8436
FAX：324-3703
メール：ni-minsei@city.yokohama.jp

裏面あり

■ 本取組について（横浜市『ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業』）

皆様の相談役として、「民生委員」と「地域包括支援センター」は地域に根付いた活動を行っていますが、特に、ひとり暮らしの高齢者などの皆様にとって、困ったときに頼っていただける身近な存在になりたいという思いで活動しています。しかし、いざという時のためには、普段から顔と名前を覚えていただくことが大切です。

そこで、横浜市の事業として、区役所の福祉保健センター、民生委員、地域包括支援センターが連携・協力し、75歳以上のひとり暮らし高齢者などの皆様のお宅を訪問し、近況や日常生活上の困りごと、緊急連絡先などをおうかがいする取組を行っています。

民生委員や地域包括支援センターの職員には、法律で守秘義務が課せられておりますので、個人情報をお口外することはありません。介護保険サービスの利用方法など個人的なご相談がある場合は、適切に相談機関へつなぐお手伝いをさせていただきます。

■ 個人情報について

この取組は、法（民生委員法、老人福祉法、介護保険法）及び横浜市個人情報保護条例に基づき、行政が保有する個人情報を、法律上守秘義務が課されている民生委員及び包括支援センターに提供して実施しており、民生委員及び包括支援センターが、この取組で知り得た情報をご本人の同意なく第三者に提供することはありません。